

■ 農業技能実習生支援施設（平31.4）

相当期間適正に利用された建築物の用途変更で、申請の内容が次の各号に該当するものは、法第34条第4号に規定する農業の用に供する建築物で法第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものとして取り扱う。

- （1）都市計画法上、適正に建築された後、原則として10年以上適正に利用された建築物であること。
- （2）申請者は、農業を営む者で、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第8条の認定を受けたものであること。
- （3）用途変更後の建築物は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省令第3号／厚生労働省令第3号）第14条第1号に規定する技能実習生のための適切な宿泊施設であること。
- （4）申請地は、申請者の居住地又は耕作地から6キロメートル以内にある土地であること。
- （5）申請地の規模は、1,000平方メートル以下であること。
- （6）建築物の高さは、10メートル以下であること。
- （7）共同建て及び長屋建てでないこと。